

67163

(20)

# 書類綴

(明治37~43年 3)



金融史資料	
分類記号	I Ax
整理番号	23(20)
資料名	松尾元総裁所蔵資料
保管容器	口108

研30009

通貨、金融史料	
分類	I Ba ピソ
整理番号	11 23 (20)
受入番号	11 3806
名 称	松尾元総裁所蔵資料
備 考	

67163



謹啓 松尾總裁閣下 閣下が日本銀行總裁未  
 就任以来 銳意事務、改善ラ圖ラレ綱紀ノ振  
 張、秩序、整頓ラ期セラルトノ未盛意ハ不肖、  
 疾、感佩スル所ニ有之殊ニテ天下が事苟モ行勢、  
 利害ニ關スルモノアリニ於テハ不肖等、忌憚ナキ  
 旨説ヲ被ヒテ、ノ承洪量ハ深ク感激スル所ニ  
 未生也、不肖ニシト、知遇ラ蒙リ行員、未班、列  
 フ、固ニ歎慕、致し萬一ミ祁勅セシトシ期スル  
 淫學不才、何才貢獻エル所ナク常ニ有ミテ忸怩  
 至リニ堪ヘス、今茲ニテ天下、承贊意ニ対し聊ク  
 微衷ラ致サニトス

今春命、摺り上京、第次下ハ不肖才ニ対し行

内若部事務監督 検査ニ至る意見ヲ陳述ス  
キ旨所演達アリシガ不肖部ニ思考ニ所モ  
レニ止ムシト無事勿言ヲ憚リ亦事重大ニテ専  
熟慮エキスニアレバ故ニ心安ニ他日ヲ取マリ而シテ  
至り遊吉トノ極厚ヲ失クナム知ラ言ハサトニ思ニアラス因フ  
テ告ケサヘニ義ニアラス不肖加セ切ニ懷抱そん所ノ翻見  
ヲ陳述ニ既差考ニ供ス所迄ニ既生矣

不肖怕ニ検査事務ヲ行弱ノ整理上最良之處  
者ナルヲ要シ一日マ苟旦ニ付ス可テ又ニ言ニ佐メリ  
ル所アリト名ニ之ヲ行弱ノ木本ヨリ見シトキハ掠ニ其木  
ニシテ唯テ行弱ノ秩序ヲ保ツニ付テノ一手段ニ當キサハカ  
ニ思フ凡フ事務力人ニ依テ行ハセ事事者リカ不才  
能不就ニ擅テケル、カ故ニ事務ノ本ハ入ニ至リト写

吉ストフリ得一レ先ツ人ヲ許ム、法立ニ云々才ノ道

吉ストフラ得一レ先ツ人ヲ詣ムルノ法ニテ云角刀ノ道  
行ハシニテ、紅舞火ノ屬レ人々懸シ碑々トシテ其ミニ  
ラ安ニ其業ヲ樂ムニ至ラ。期セニテ事務、肴ルヲ見  
ヘモ思即其床ナレトナリ不肖素ヨリ旅查監督ヲ  
輕スニテラス。其必要一日をタク、可ラカんヲ知ルト無コ若  
ニ其床ヲ聲ノソレニ草タ其事ニ走ヘトキト所禡床床、  
喧序ヲ移倒エヌミシテ、唯シ其房多クシニ其如星  
ノナキラ思テ不育ノ因意、ハ捺查監督、處密完美  
シテ苟ニ鴻サルハ希至アケトガニ尚ホ一失ヲ進メ一休ノ  
身智譽然完美レ事實ニ於テ、捺查ノ事務ヲ威  
ヒカニ至リ差クハサク其必要ラ、軽減スニ至ル。更  
熱望ニシテ已ニサヘ斯ガ故ニ先ツ床行現時ニ於テ事  
務ノ本元人ノ統御ニ至シ、乍見、拉謫レ私テ請

董ラ及サニト破ス

奉行大綱、統領ハ署下ニ在リ而ニミ安トカ府行  
太綱ヲ統一ミテルノ事ニ於テハ、聊ク之ク所主之ハ勿論、  
美ニシテ不育、即ニラ俟タニ逃亡先ト其下が其統一、寔ラ  
岸ラルハ容易易ノ業ニ非ケルヲ知ル奉行、組織丸ヤ  
各局課立店出張所等諸様ノ至リ成ル支店出張所  
ハ表リ若地ニ難在寺而ラ其局長掌皆署下ノ其  
力不才能不能不缺ラ知高ニテ不育加コニ言ラ方ニ、限りニ  
説タルハ勿論、トニシテ不育ガコニ言ラ方ニ、限りニ  
既不共ニ其他一般ノ行員ニ付テハ其數或百ノ多  
キニ上ヒリ總裁ニ於ニ其多ノ數ノ行員、併シオ不才  
能不能、司掌事、係員適否又ハ弓長支店長才力  
其部トニ對し統御、宣テ得シルヤラ知悉セラニ

尤要アリト是、史ニ容易ノ業アラスナシヤ一ノ  
極量ニ於ラケル可サセキ信ス。現時ニ於テ行方ノ難陳  
進退ト車附ハ秘書役、司度半ニ序ルト名に曰役ガ  
内外多端、平易ニ執掌スル、俯多數行多ノ  
實情ヲ審ミ、其進退點陽ニ舊歲、遺憾ナ  
ナ矣。方ニ供ヒレトスレハ、弼ト不可缺ノフニ斯ルカ也。然  
奚人不備ハ人ソ詣々ヘソ詣々人才タ陶冶ズノ  
道、於テ夕ゆえタ思テ而ニコノ久為ハ人事、元  
ニ立障ヲ率キニシテ、行聘、進行上至大ノ奚  
俾、有志言ヲ待クセル所ナリ。尤ニ長支店長オ  
其部下ノ夥隊進退、其テハ責任ヲ以ニ總力ニ置  
吉ヌルス、ナルノ故ニ總裁、於テ昇進ニ之、宣ナヨ四壁アルベ  
ナハ白帝、ナヘシトモ此、總裁ニ就キ、奉行全侍

ノ統一ノ上ヨリシテニラシニ偏儒ナカラシア 其ノ事ヲ得セヌ  
サルカラス凡ノ人ノ弱点トシテ明達ノ士ニ亦サムシト侵  
洞、諸膚疊ノ憩處立戸明ラ致ハルモ、絶無ヲ保セズ  
不幸ニシテ死ハ其遇合を隔ヘマシカニヨリ生天ノ  
体改ム西イテ一般ノ不平ヲ愚祀ニ至ル人ノ進退豈  
除晨々懐サル可ホルヨリ事ナク不祥ノ言ニ以テレシ今若  
伍迄、言ヲ次テエレハラ長文庶長考苟も一齋ノ長  
名々ノハ其鄰下ノ才不才死不才其品行、苟ホ  
之々知悉元、史要アルト著ニニ接近観善アリ  
勿論、年十二一二國芳ノ筆草ニラ奇貨トレテ取不  
居義充ニ他、私事床行ヲ密告シ針小棒大ノ  
言タカレシ殊ニ自相善ヨシシスノ件ニ後付攝附密至  
テサヘアリ其結果上下れ疑ニ此徒獨り得ルノ也

アリ在化、寧庇、徒ハ其喉端ニ挂ラニテ坐レ持説  
ト旨以先、其彩色ヲ窺後、考シミロ者耳。言リ  
改、行者其行ヲ終日唯テ其詭構、材タテ申シ  
恐レ歎ニ当ニ過致目ヲ側テ多面行乞ハ是才  
一二才人、为ニニ非常ルニ生焉。然ルニ於ラス也徒  
乃リ深々未シテアリセニカ其ニ取ニあラス、ハヤニラ伍想  
ニシテナヌモ捕ト掠シキニテ天レ事豈ノ事否也一  
部下行久間ノ統一協和ノ如何ニ依ラニ、偶ニ一二才辨  
他、遇ウトモトヨリトスモノ苟ニ作ニ致協和ノ坊クルナ  
ヒリ益ニ向わノ益ナキミナラス一件、秩序ヲ定ムス國ニ  
之ヲ年々ルニシカス況ニマ辨輪才アリト魯ル事務ノ  
大体、南ヤ人唯ニ口舌リ事ト云ニ非耳、於チラヤ  
義走、内且ツ本行業務、リキ物カ代、商業的亨

社事務ト其趣ヲ異ニスニアリ行敷カ執行ニシテ支  
精密ル條規在ルノアリ若夫内行員ヲ指揮シ外行  
務上ノ折衝、任ニ查リ、誠智材幹リ要スルモトウ長文  
店長以上ノ事ナリ一般行乞ノ如ナ上司ノ指揮ト獨立ト  
ニシテ衆多ソカニ依リ事務ナシ進捗スニキモトナムカ  
行員一致協和、夙及努力、正直、勤勉、凡シ熒勵  
アリナシ要ラレタノ故ニ行乞、正直、勤勉、協和、  
宣ナ罕ナトニヤ進退點階ノ人事ニヨリ公平慎重  
ト注意ラニ思ス人材ヲ陶冶スルノ道ナニシテ外ナラス  
此是不肖以カヨリ平行々々進退點階ノ乃長支  
店長、責任ナシ重視スル者、全体ヲ通ニシテ側面的観  
察、一概圖ナナト可ラヌト其様莫ハ總裁カ最ニ信  
任ヲ置カズ一人差うトニ人、性忠清貶亮ニシテ材幹富

モノヲ以テ考ラ人事ニ任ニ常ニ行ひ、能不能、勉不勉  
司掌事務、適不適、日昇進、速速オ親切、調査ヲ  
ゆ之ヲ總裁、参考ニ供シ一面与長主、次長、董事  
會トニ依リ、是點在途テヲ審理セル、於テリ是景  
勾平ヲ保ツラ得、与長主、次長ナリ自家、統括スル  
一部一局ニ偏倚、也。過ナカラシナ本行全件トシテ、權  
衡ヲ偏りラ得、是、庶哉、ニカ  
已ニ人事ノ統一行ハレ、育才、道立クニアコ、ニ其、本  
之タニモ、ニシテ行勢、退害、ノ京國、ノ要風、ナキ所渭  
根ヲ絶テ枝葉枯レ、ノ數ニシテ自テ消滅、ハ行勢、改善  
期ニテ待フ、シ北是尙未完全ノ秩序ヲ明え、於テ、核  
查監督、手啟ニ依リ、銷極的、矯正、道ヲ立ル、  
必要アリ、況ニヤ人ニ賢否、別アリ時、消長、差アリ

本支店ラ運ニテ事務ノ統一ヲ如キリ事業上之至期  
スル容易ノ事無ニ此ノ如クヤ此是景々監督検査  
ノヲ要観ル検査監督ハ勿斯必要リ但シト名稱  
亮行致ル本ニ兆スレテ其事ナル丁検言ニハ検査監督  
ハ目的ニ非スニテ一ノ手段タルニ過キサルノ一事ハ不古  
確ク信セト粒子ニ所ナシトス而レ民其如何ノし理由ニ  
基クニセヨ検査監督ノ位置ヲ寧マヘシ其ノ制度ノ  
完滿充実ヲ計ル本務ナキ所トス不肖情ラ現  
時ニ於ル検査ノ方法ヲ見ルニ其現金及帳簿等ノ  
点検ハ一定・法アリ今更取立テ云フヘキ所ラ見ヌ少く  
検査者其人ハ勿シ及屋主ノ検査ナルニガゾト帳簿  
物尚ニ限シ其外ノ事務も詰ムニ付ニ重ナシ置シテ  
ルノ遺憾ナキ終ニせんトヨツバ帳簿現金其他物

也ノ兵隊ハ旅查ノ主要ナシ目的ノ一部ナシニ相違  
シトガ、本支店ヲ通スル事務ノ統一、司掌、駕籠筋人  
多ノ多寡、配置、道否、行色、氣風、關和、如何、又、  
局長支店長ハ、部下ニ付有統御、而何地方、情況  
苟未至要、事項未サカラス、是モ事項ヲ是也公平ニ  
且停密々観察し得哉、考考ニ供スル必要中ノ必  
要ト思考、既に、旅查ニ於テ是キノ点、於テ  
充份ノ觀察行ハレ置憾ナキニ於テ、五夕詔ヲ所ナキ  
モノナラズ、撫直、幸努力、エテ完全執行セラレタリトモ、  
不肖確々信ス事務ノ本の人、互に十数日、旅查役、如キ果テ  
送、慎ム前陣、事務カラ奉ニトニテ、識見卓拔ニシテ事務ノ  
力アリ、資性正直勤勉ニシテ事務ノ指道可改善、為エノ能力  
アハモニタリ可うス、コニ、理想的模範、永キシテ事務ノ

上ニ成ナハシ其資性ノ上ニ成テ裏乞、四月ニト權戒トし  
免乞差テ旦況ニ候服ニヘキサキモトアラ要ス検査乞、ムキ  
示皆一行ノ奉ヲ後キ之ニ任レ和レモ人も其任命の名譽  
トスルカウナラサル可ニス殊ニ検査事務ノ長シニシテ其職  
務上本行全般、涉ん事務、統一ラ計ト監督シタルノア  
リ、德厚リ才高ナエラ次ニニ任レ直クニ總裁ニ就  
属し唐う又車ニ従ハシム、シ今コニ一言エキリ現時ノ  
権査ニシ者ハ権査事務ノ外主駆事情統斗事務  
事務主教アガ、旅仕ニモ足ガ、車モ申検査事務ト仰  
れ御係ナキミヨリ今後帝國、進退ト共ニ李行か  
帝國、中央銀行、内外ノ金融、財政、事務又ハ  
各種、統計編纂あお、事務ト優、一ら慢トニテ之ニ有  
キシテ是を権査ニシ者其権査ニセキ要丸事項已複難セリ

恐り他處へ嘗て事々其事務に付し餘アラシカ

要事ニ而有ノ思慮ノ所ハ行教ノ奉えん人事ニキニハ  
おゆくし御生行レ人幼ラ徇教スル道冥子行教羣ナ  
熙々喧々トシニ其所ニ安ニシ其業ニ聖教ト同時ニ他方  
名手教正ル換金監督、存スヘアツト事務ノ進捗以テ  
持シテ行儀ノ振張次第勵スヘシ如斯ニ行教ノ改  
善行ハサニテ教文ニ蓋シ得ケラスト信スと在リ

不肖送次之ヲ思ヒ念既ラアル強ハヌ開ト幸ニ寛宏  
ニテ進言リニ要ナラシ敵ニシテ情ラ憚ラム謹ニラモ  
在ニ教ス以斧ニ仇生矣幸ニ仇免考ヒ一助トミカ  
御テ主教ニシムニ日本ノ野人也、開ハサルノ失言  
「唐海立ラ待ツ」ニニ及ばズ

明治三十六年六月

島 郁太郎

松尾 井銀行總裁以下

執事

行文、も難しき、お詫び難詮一ト

日本銀行答申

(2)

39/10

近來金融ノ緩慢ニ伴ヒ稍々事業熱ノ起ラント  
スル兆候アルヲ以テ中央金融機関ノ操縱上特  
ニ注意スヘキ旨本年八月二十三日付ヲ以テ御  
内訓ノ趣謹承仕候因テ右ニ閑スル卑見左ニ閑  
陳仕候抑々本行ニ於テ調査スル所ニ依レハ昨年五六  
月頃ヨリ本年八月末ニ至ルマテ事業ノ新設若  
クハ擴張ニ係ルモノ南滿洲鐵道會社ヲ除キ資  
本金額凡五億五千萬圓ニ及ヒ短期間ノ計畫ト  
シテハ隨分巨額ナリト謂フ可シ然レトモ明治  
三十三四年以來引續キ沈睡ノ裡ニ在リシ事業  
界カ同三十六七年頃ニ至リ經濟上ノ回復ト

共ニ將ニ醒覺セントスルニ當リ恵モ日露開戦  
ノ事アリ其計畫發展ヲ中止スルノ已ムヲ得サ  
ルニ至リタルモノナレハ戰爭ニヨリ民方疲弊  
セサル限り戰局終結秩序回復ニ際シ殊ニ戰勝  
ノ餘勢ニ伴ニ企業ノ一時ニ興起セントスルハ  
寧口當然ノ勢ト云フ可ク况ヤ戰役ノ結果滿韓  
ニ對スル事業ノ計畫ヲ要スルニ至リ是等ノ金額  
ニ顧エ亦前記金額中ニ包倉シ居ルコトナレハ彼  
ヲ比較スレハ左程過大ノ計畫ト云フ可キニ  
非サル力如シ勿論此等多數ノ計畫ニ就キ逐一仔細ニ其實質  
ヲ研究スル片ハ或ハ基礎ノ堅実ナラサル又其  
設計ノ疎漫ナルモノモ之レナキニアラサルヘ

シトヨミ玉石往々混淆ノ弊ヲ生スルハ事業勃興ノ際ニ於テ到底免レ難キ理勢ナリ然レ氏今  
日ノ企業家ハ日清戰役ノ事実ニ鑑ニ大ニ此辯ニ注意シ其事業ノ性質モ概シテ有用ナルモノ  
多キガ如シ例ヘハ水力電氣ノ如キハ競爭ノ結果一時ハ供給過多ノ時期ラ未シ為ニ株主ハ困難ヲ感スルコト無キニアラセルヘキモ其ノ事業ニシテ成立スレハ我力工業ハ比較的廉價ノ原動力ヲ使用シ隨テ廉價ナル加工品ヲ多數ニ  
製造スルコトヲ得自カラ輸入ヲ防遏シ輸出増加ヲ促スニ至テソ然モ亦原動力ノ需要漸次多キヲ加フルニ至レハ一時困難ニ瀕セル株主モ亦利運ヲ回復スルコトヲ得ヘク國家經濟ノ上

ヨリ見ルトキハ甚望ニシキ所ナリトス現ニ我  
カ國ハ多額ノ國債ヲ外國ニ負擔セリ是等事業  
ノ興起ニヨリ商工業ヲ增進シ輸出貿易ヲ伸張  
シ以テ國力ノ充実ヲ勉ルニ非サレハ外債元  
利廩ノ仕拂、兌換制度ノ維持何ニテ以テ力之ヲ  
支フルコトヲ得ン此點ヨリ見レト有益ナル事  
業ノ振興ハ最希望不可キ所ニシテ唯之力為メ  
急激ニ國力不相應ノ資金ヲ要シ金融ヲ紊乱セ  
シムル力如キニ至リテ始メテ危険ナリト云フ  
可シ要ハ能ク事業ト金融トノ調和ヲ得セシム  
ルニ在ルノミ

因テ此ノ事業ト金融トノ調和如何ニ就キ考フ  
ルニ直ニ五億五千萬円ト云ヘハ頗ル以過大ニ聞

ユルエ此等ノ事業ハ決シテ一朝ニシテ完成ス  
ルモノニ非スシテ全部拂込ラズスル迄ニハ必  
ス數年ノ歲月ヲ要スルモノトス今假ニ三四  
ニテ漸次拂込ラズスルモノトスレハ一ヶ年平  
均凡一億幾千萬田ヲ出テス今後尚引續キ新規  
ノ計畫アリトスルモ數年ニ亘リ拂込ヲ為スト  
キハ急劇ニ資金ノ需要ヲ起スニ至テサル可シ  
而シテ其ノ財源如何ト云フニ戰時中軍資金ト  
シテ仕拂ハレタル金額ハ現今迄ニ凡拾五億七  
千萬田アリ内八月未迄ニ海外一流出セリト認  
ム可キ正貸ノ高凡六億七千萬田ヲ差引クモ九  
億四ハ内地ニ散布セラレタルモノニシテ其ノ  
輾轉シテ民間市場ヲ潤澤セルモノ亦少カラサ

ル可<sup>ク</sup>而シテ戰時中ヨリ國民一般勤僕ノ美風ニ慣レ戰爭終結後ノ今日ニ至ルマニ尚此習慣ヲ保持スルカ如クナレハ市場資金ノ供給亦少カラサル可シ又近來外資流入ノ端緒開ケ自然外資ノ市場ニ入り未ルモノアリ之ヲ將來ニ推スニ内外金利ノ懸隔ハ急ニ平均ス可<sup>ク</sup>モ非サレハ尚引續キ多少外資ノ流入ヲ見ルヲ得可シ此等ノ点ヨリ考フルトキハ今日ノ程度ニ於ケル事業擴張新設ノ計畫ニ對シ漸次資金ノ拂込ヲ為スニ於テハ未タ遽ニ憂慮ス可キニ非サルヲ認ムルナリ  
以上述フル所ノ如ク大体上ヨリ觀察スルトキハ事業ノ興起ハ國家進運上頗ル喜フヘキコト

ニ屬ス然レトモ事業ヲ計畫スルモノトニ力資  
金ヲ供給スル銀行家トノ間ニハ其ノ態度自力  
ヲ相異ナテサルヲ得サルモノアリ即キ事業家  
ハ國家ノ為ノ又自己ノ為メ有利ナリト認ムル  
所ハ十分邁往奮進スルコトヲ要スルト同時ニ  
銀行家エ亦國家ノ為メ自己ノ為メ其ノ資金融  
通上ニ就キ十分ナル警戒ヲ加フルコト是ナリ  
蓋銀行ノ貸出資金ハ主トシテ預金ニ依ルモノ  
ナルカ故何時其引出ノ請求ニ遇フモ直ニ之ニ  
應スルノ覺悟アルヲ要ス故ニ其ノ事業ニ放資  
スルヤ單ニ其ノ事業ノ確実ナリト云フヲ以テ  
安心ス可キニアラス必ス十分ニ貸出先ノ資力  
信用ヲ調査シ其果シ期限ニ至リ正確ニ迄済

シ得ルヤ否ヤヲ確大サル可カテス若シ然テス  
シテ單ニ其ノ事業力確實ナリト云フノ理由ヲ  
以テ証據金拂込訟等ヲ担保トシテ貸出ヲ爲ス  
カ如キコトアランカ一朝貸出先資力缺乏シテ  
拂込ヲ果サハル場合ニハ銀行ハ其ノ貸金ヲ損  
失トスルカ或ハ其ノ株式ヲ引受ケ拂込ノ義務  
ヲ負擔セサルヘカラス事此ニ至レハ銀行ハ其  
ノ株式ニ應募シ預金ヲ変シテ株式ニ固定セ  
メタルノ事実トナリ融通ノ途ハ全ク閉鎖セシマ  
レ預金ノ取付ニ遇フモ之ニ應スルコト能ハサラテシ  
ルニ至ルハシ況ヤ其ノ引受ケタル株式値落シレハ  
損失ヲ受クルカ如キ場合ニ逢着セリトスレハ  
銀行ハ破産ニ陥ルノ不幸ヲ免カレザルヘシ

幸ニシテ其ノ事業ハ確実ニシテ結局其ノ利受  
ケタル株式ヨリ相當ノ利益ヲ收回ヘシトスル  
モ資金ノ輶轉利用ヲ本領トスル銀行トシテハ  
既ニ其ノ主義ヲ失ヘルノミナラス一朝市場ノ  
形勢一変シテ金融ノ逼迫ヲ告ケルニ至リテハ  
今日過剰ニ苦メル預金又急劇ニ引出ヲ請求セ  
ラルニ至リ亦遂ニ仕拂停止ノ厄運ニ遭遇ス  
ルニ至ラン故ニ事業資金ノ需要起ルニ際シテ  
ハ銀行家ハ有益ノ企業ヲ應援スルト同時ニ慎  
テ資金ノ固定ヲ避け以テ事業ト金融ノ調和ヲ  
得セシムルコトヲカムヘキナリ  
本職ノ見ル所以上述ラル所ノ通りニ候ニ付本  
行ノ中央金融機関トシテ施設スル所モ一ニ其

人方針ニ依リ可成國家有益ノ事業ヲ幫助スル  
ト同時ニ放賓ノ途ニ就テハ十分慎重、警戒ヲ  
加ヘ以テ御内訓ノ旨趣ニ相違ヒ可申心得ニ御  
座候右内申仕候也。

日本銀行總裁

松尾臣善

明治三十九年十月十六日

大藏大臣法學博士阪谷芳郎殿

67/6 3

② 12月20日新規TP 括

明治四拾五年三月一日

卷

件回 東京朝日新聞

# 日本銀行總裁の意見

本銀行總裁の意見は、時節的經濟界に至りて大なる影響あるべしと信す。而して其結果が我が國で去四十年に於けるか如き經濟界の好況と其後の慘劇などを惹起するにあらずかを虞る。元來去四十年の好況と慘劇とに當ては當時の日本銀行總裁松尾卿は其責益分たざるを得ざるなり。今其理由を略述せんに、去三十九年の秋、例の投機熱流行の傾向あるや、當時の藏相阪谷卿は之に關する特種銀行總裁の意見を徵したることありき。然るに其答申は何れも樂觀的ならざるはなかりしが、顧中、日本銀行總裁の意見は最も樂觀的なりき。曰く、日露戰爭中、政府が民間に散布したる軍資金は總計十幾圓に達す、其内外國に流出したるもの若干を差引くも尙民間に何幾圓かの遊資を生じたる筈也、故に新事業の勃興するは當然なり、決して其構込に觸するが如きとあるべからず。此說を解剖すれば、戰爭の爲に入人民は疲弊せよして、却て富じといふ不思議なる決論に到着せざるを得ずと雖も、世人は之を看過せざりき。讀其ものに至りては多分何人も感服せざりしならんも、日本銀行總裁にして斯かる意見を懷抱する以上、日本銀行は戰後如何なる方針を執り、且如何なる影響を經濟界に與ふるかを見透さざりき。而して株式に異常の暴騰を告げ、謂はゆる成金は鬱生し、して其反動として四十年以後の慘劇を呈したるなりき。之に就き松尾卿の答申は

にして前記の如き意見を有する如上は利に援目なき投機者流は、直に其影響に及ぼす影響を看取すべし。彼等は謂ひへらく「昨秋來日本銀行が容易に金利を引上げざりしは、總裁の意見が前記の如くなりしを以てなり、又東京市の外債取寄せの結果、唯さへ膨脹せる兌換券が一層膨脹し、唯さへ高き物價が一層騰貴す。ベカニは何人も懸念する所なるに拘らず當局者が容易に之が救濟策を講せんともせざりしは矢張り右の結果のみ、隨つて今後も山本藏相の通貨縮小策は容易に行はれざるべし。而して經濟界は當分依然として好景氣を繼續するに相違なし、高橋卿の如き位地の人々が如上の意見を固執する以上は、經濟界の前途を鑒測するに難からず」と。然等が期く解釋する結果、經濟界は一層活躍し、株式は此上暴騰し、而して再び四十年の好況と其後の慘劇とを繰復するべし。これ吾人の最も懸念する所。萬一斯かる結果を見るに於ては、高橋總裁は丁度前年に於ける松尾前總裁と同様の責任を負ふざるを悟るべし。吾人は念の爲に一言し置く。

ては、高橋總裁は丁度前年に於ける  
前總裁と同様の責任を分たざるを得  
べし。吾人は念の爲に一言置く。

と此説を解説すれば、戦争の爲に人民は疲弊せしとして、却て富むといふ不思議なる決論に到着せざると得ずと雖も、世人は之を看過せざりき。説其ものに至りては多分何人も感服せざりしならんも、日本銀行總裁にして斯かる意見を懷抱する以上、日本銀行は戦後如何なる方針を執り、且如何なる影響を經濟界に與ふるかを見透さざりき。而して株式に異常の暴騰を告げ、謂はゆる成金は驚生し、して其反動として四十年以後の慘劇を呈したるなりき。之に就き辰星卿の答申は其一因たりし出で事に高橋總裁の過日日の放言は、或は之と同様の影響を經濟界に與ふることあらざる乎。今や物價は大に騰貴し、經濟界は頗る好況を呈せり。其上一内地に散布せられんとする。經濟界の趨勢に宛ても去卅九年の科投機熱流行前と同様に離れて、而も其未だ大に浮足となるらざる所以のものは、要するに山本大臣の通貨縮小方針が、或は此形勢を抑制するにあらずやと思はるゝを以て、用意深き資本家の容易に新事業に手を出さざるに因る。即ち東京市の外債が輸入せらるゝに隨つて、當局者は内國債を發行して之を吸上るとか、若くは經濟界の好況に向ふに隨つて中央銀行の金利を引上げるとか、種々の手段を以て現に物興せんとする投機熱を抑制するにあらざるかを懸念し、爲に敢て大膽なる思惑を爲さざるに外ならず。此時に當り金融上の機械を掌握せる高橋總裁は、意外にも兌換券の數量と物價とは全然無關係なりと放言す(卿は兌換券の發行高が未嘗有の巨額に達せるに拘らず、物價は之が爲に騰貴したるにあらずといふ、此兩者は全然無關係なりといふに同じ)。必ず歩調をじくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反対の意見を有し、之が爲に財政並に金融機關が果して圓滑に運轉すべからず否やは如く措き、又其國家の財政と物價の關係に關する學理上の研究は始くべきである。兎に角、日本銀行總

かを見通さざりき。而して株式に異常な暴騰を告げ、謂はゆる成金は蘇生し、而して其反動として四十年後の修勵を皇

其一因たりし事なるに高橋總裁の過日のお放言は、或は之と同様の景況を經濟界に與ふることやらざる乎。今や物價は大に騰貴し、經濟界は頗る煩況を呈せり。其上一圓に近き東京市の外債は遠からずして内地に散布せられんとする。經濟界の趨勢では宛かも卅九年の秋投機熱流行前の模様に酷似せり、而も其未だ大に浮足となるらざる所以のものは、要するに山本太歲の心深き資本家の容易に新事業に手を出さざるに因る。即ち東京市の外債が輸入せらるゝに隨つて、當局者は内國債を發行して之を吸上るとか、若くは經濟界の好悪に向ふに隨つて中央銀行の金利を引上げるとか、種々の手段を以て現に勃興せんとする投機熱を抑制するにあらざるか、を懸念し、爲に敢て大陸不思惑を爲さざるに外ならず。此時に當り金融上の権機を掌握せる高橋總裁は、當然に外にも兌換券の數量と物價とは全然無關係なりと放言す(卿は兌換券の發行が未嘗有の巨額に達せるに拘らず、物價は之が爲にて騰貴したるにあらずといふ、此兩者は全然無關係なりといふに同じ)。必ず步調を同じくすべき宮の大藏大臣と日本銀行總裁が全般反對の意見を有し、之が爲にて政務に金融機關が果して鬱滑に運轉すべきや否やは始く措置を又兌換券の敗量と物價の關係に關する學理上の研究は始く別問題とするも、兎に角日本銀行遷

ジユアレス陥落

## △墨國革命軍の勝利

墨西哥革命軍一千カソパ將軍指揮の  
に二十七日早朝よりシユアレス市を

擊し四百の市民は武装して抵抗した  
も衆寡敵せず潰走し同市は午前十時

命軍の手に歸せり死傷不明是より先  
國政府は二千の歩騎兵を國境に配置

若し米人の生命財産を危殆ならしむ  
如きてとあれば國境を越にて干涉す

き準備なりしが大戦とならざりしか  
まかんしむ  
唯監視し居たり

大統領辭職勸告

サンアントニオに滞在中のエメス監督はマテロ氏に大統領辭職を勧告せら

マ氏は之を拒絕し却てコメズ將軍の  
亂教唆くろいさを非難せり

柏林電報

**土國外相強硬**

トルコ在外大臣は各國の大使に前日  
通牒を發し諸列國が伊國のツリボリ

合を基礎として此戦争を結了せしめ  
て是義すとも土耳其は一切之に

意することを欲せずとの意を示せる

## 朝の對伊萬生口同上

の亞弗利加撤退を要求すべき由の電  
を掲げしが佛國政府は之を否認せう

し同政府は伊國外務大臣へ向けベイ  
トに於けると同じ事件にて佛國の

益に危害を加へざらんとを提言しな

二十一  
二十一  
二十一

諸保護國の爲めに拒絶せられクリヒ人民の方にて此上之に關する運動を

るが如きことをあらば諸保護國にて同  
を占領すべしと威嚇せられたり

獨逸銀行配當(同上) 獨逸

も千九百十年と均しく利益配當を充  
べし

內國電報

はうせきれんがふくわいのんくわい  
紡績聯合會委員會(大阪)

大阪紡績聯合會委員會は來三月二日  
午大阪ホテルに開會、四晝夜休業案

關する施行細則を議定する筈にて四  
一日より四晝夜休業に伴ひ輸出獎勵

の交附をも同時に廢止するとどなり  
れるが特に三月二十八日より向ふ一

間以内に輸出港に受渡する三月 渡約  
綿絲布にして四月十日迄に輸出する

のは三月中の輸出と見做し輸出獎勵を交付するとに決し其旨一般綿絲所

通知したり

八日午後一時墳玉縣入間郡水谷村太  
一說會を開き代

卷之三

明治四十三年一月十二日 語



(3)

一、條件附政府ヨリ買入レタル英貸ノ残高<sup>九千九百一十三万</sup>ヲ  
賣戻シ其代リ金ヲ以テ内地公債ヲ買入ハ、コト  
英貸運用利殖率ハ今後二分半乃至三分ヲ出ゲザ  
ルベキヲ以テ内地公債ヲ額面ニテ買入ル、モ二分乃至  
二分半オ利殖率ヲ増加スルコトヲ得アシ役リニ二  
分増トスレバ一年ノ増益左ノ如シ

二、準備勘定中英蘭銀行當堅預金残高ハ、徒未セ  
万磅ヲ下ルコト稀ナリ今後同残高ヲ五十万磅見當ニ

止メ其差額二十万磅ヲ大藏省証券トシテ運用スハコト  
目下廻送中ノ全塊決済セラハ、トキハ在外準備  
ノ終高減少スハラ以テ準備中一當堅預金残高ヲ文  
ニ準シラ減少スルモ不都合ナカルビシ

而モラ準備勘定中ノ當堅預金残高減少スハト同  
時ニ其減額ニ該當スル高ヲ準備外ノ三日通知預  
金又ハ特別為替資金（利付）トシテ保有シ必要  
場合は其内ヨリ支拂ニ應シ居クハ準備勘定ト  
振替フハコト、スレバ實際ノ効力ハ準備勘定、當  
預金残高ヲ従来ノ迄トナシ置クニ比シ格別異

ナルコトナシ  
本邦英賛兵、東書公費を買入ル

右の方法ヲ執ハトキハ三日通知預金又に特別為替資  
金ノ利率支ケ利殖率ヲ増加スル譯ナリ其率ハニ  
分乃至三分半十九アシ役リニ一分トスレバ一年半増  
益大也如レハ當少貰金ノ裏膜裏用イ一中間ニテハナ  
益大也如レハ當少貰金ノ裏膜裏用イ一中間ニテハナ

$$1,000,000 \times 1.02 = 1,020,000$$

$$1,020,000 \times 0.763 = 773,905.2$$

三、倫敦ニ於ケル定期預金ノ代リニ「コンソル」又「本邦公債  
抵當貸ヲ為スコト、莫出エヌハ一也、當蓋大也

往時ノ経験ニヨレハ抵當貸利率、定期預金利率

ヨリ  $\frac{1}{4}\%$  乃至  $\frac{3}{4}\%$  方高し仮りに利率ヲ  $\frac{1}{4}\%$  増トシ  
現在残高ニヨリテ 算出スレバ 一ヶ年ノ増益左ノ如シ

10000 × 9.7% = 970

10000 × 9.7% = 970

(大藏省証券ト抵當貸トハ 利率大差ナシ又三日通  
益知預金ハ當座預金ト定期運用トノ中間ニアルモノ  
ハシテモサニテ存し置クハ運轉上便宜ナルヲ以テ其  
金儘ト爲シ置ク方可然)

計略又ノ真率十二

四準備外大藏省証券現在保有高  
約半減シ其代リニ本邦英貨又ハ裏書公債ヲ買入保

有  
ハコト

本邦公債ノ利迴ハ四、三五乃至四、九〇位ニシテ現在ノ  
方法ニヨル利殖率ハ今後ニ分半乃至三分合ラ出デサハア  
キヲ以テ此方法ヲ執ハトキハ利殖率増加一、三五乃至二、  
四〇位ト見做スアシ仮リニ一分増トスレバ一年ハ増益

大一如

$$\text{£} 3567.291 \times \frac{1}{100} = \text{£} 35.672$$

$$\text{£} 35.672 \times 2.763 = \text{£} 348.265.23$$

(此方法ニヨルトキハ必需要ニ際し賣却スハニ當リ多  
少ノ損失ヲ蒙ルハ一危険ナキヲ保セズ故ニ此方法

ミヨル運用ハ當今賣却ノ必要ナカルヤキ高ミ止  
メカルテカラズ是ヒ先ツ大藏省証券現在高ノ半  
額ヲ之ニ充テント欲スル所以ナリ同下廻送中ノ全  
塊決済セうハトキハ倫敦ニ於テ準備ヨリ準備  
外ヘ移サル、資金約二百五十万磅ナルアキヲ以テ準  
備外ニ於テニ百万磅佐ラ本邦公債ニ運用スルモ當  
合差支ナガラレシカ然レ氏正價貿易支ル潮流一變スルト  
キハ永ク之ヲ固定セシメ置ケコト能ハリヤモ知しかル  
ラ以テ此方注ヒ成壁ケラレシコトニ希望ス)

五正金銀力組育出張所富坐瘦金スリムノ定期

## 預金トスルコト

當坐預金利率ハ二分ニシテ定期預金利率ハ二分半乃至三分ナリ及リニ一分半ナカト預ク入ハモノトスレハ利殖率增加 $\frac{1}{2}$ %ニシラ一ヶ年一増益也ノ如シ

$$10,414,15 \times 2.0061 = 20,891.52$$

(此方法ハ金塊買入中止)結果多分監督役ニ於テ  
必死レモ本店)指圖ヲ俟タバ取計實<sup>シ</sup>スハナラ  
シト愚考<sup>ス</sup>)

六、準備勘定中正金銀<sup>ノ</sup>通知預金百万磅、内幾合<sup>ト</sup>

抵当貸トスレバ増益ヲ見ルヤキモ正全銀乃ハ昭ヒト同  
じ勧ニキヲ為ス、ねハシテ徒未得トニ利益ヲ失フコト、  
ナルヤキヲ以テ氣ノ毒ノ感ナキヲ得ズ且ソ此方法ヲ實乃  
スルニハ新ニ大藏省ノ認アラ要入合盤等之類モ  
各項ノ増益ヲ合計シハタノ如シ

1,841,541

39,052

9,763

34,926,23

金庫率ニ合算

5,584,20,891,82

总计 ￥602.12 655

二十一

外行資金ヨリ生ズル利息根算(四十三年正月)

立合

立合

(年賄)

在外奉行資金ヨリ生ズル利息高概算(四十三年上半季)  
監行

傷敷

定期預金利息

£2.750/-

豫想

三日通知預金、

£887/-

前季公当半季入込入

普通・通知預金、

1,007/-

、

特別、"、"

11.044/-

美國大藏省儲蓄、

155,527/-

当半季收入ベキ公

£171,216/- £9,763 = £1,671,582 -

紅意

當店預金利息

£60,776-

前季公当半季入込入

定期預金利息(£800,000/-)

110,000-

豫想

£170,776 - @ 2.006 = £342,577

£2,014,159

留用  
年  
月  
日

左係數率行資金利潤率表(附註上半季間)

11

+ = 月三十日結高 最近利率又利潤 一年平均利潤

定期資金	£ 200,000/-	$2\frac{3}{4}\%$	£ 5,500/-
三日通知資金	150,000/-	$2\frac{1}{2}\%$	3,750/-
通用資金			

普通通知資金	140,022 $\frac{5}{3}$	3%	4,201/-
英國大藏券證券	3,567.291 $\frac{1}{4}$	0.290	106.305/-

特別通知資金	1,000,000/-	3%	30,000/-
津浦勘定	英國大藏券證券 2,762,635 $\frac{1}{6}$	0.290	261,122/-

$$\text{£ } 410,883 \times \frac{10\%}{365} = \text{£ } 203.753 \text{ £ } .09263 = \underline{\underline{\text{£ } 1,929.241}}$$

留 沈 市 日

予貰先	金額	期間	利率
	期日	月日	年
1-2 12-2"	2,000,000	48	1/10 3/2%
72-2 - 2	2,000,000	21	3%
222-2	2,000,000	34	2/3%
24 -	2,000,000	4	2/5%
			60

(4)

公債管理政策についての意見書

明治 年 月 日

一、本年、於テ公債資金、残餘即テ佛債借換公債募集

金、使用残額ヲ以テ明年、於テ据置期限、到来ス、臨時

事件公債三億圓、借換財源ニ充テルコト、スルヨウリ外債

、抽戻償還ヲ行ヒ他日四分半利借替又、鉄道資金

調達、素地ヲ作ルヲ以テ得策トスドノ説、其ノ理由ヲ明示

セラレサルソ以テ何レノ點ヨリ之ヲ主張サヘカソ詳シサ

明治 年 月 日

レニ今日外國債ノ在候置期限、到達セハ四分半公債ノ

三分五分利付ノ元ノハ今後十餘年ヲ經サレハ在候置期限

到達セサルコトナレハ明年、於ケル外國債償還見合セ

外國債ヲ償還セトイフハ五分利公債償還ノコト矣

ウシテ中止スヘトイフ意見ナウトセサルヘカラス五分利公

債ノ償還ヲ中止セトイフハ其ノ理由、左ノ諸點ノイ

明治 年 月 日

カナヲサルヘカラム

(甲) 五分利借換債還コトハ今日マテノ後迄ソ以テ見ニ宣ニ

ク得タヘモノニアラス考レハ今後借換債還繼續ハシ

見合クスヘレ

(乙) 五分利借換債還コトハ今日マテノ後、宣セヤリシモ今

後ニ之ク續引セハ宣セヤリ得タヘモノニアラス考レハ今

明治 年 月 日

後ノ借換償還經費、見合ウスヘシ

(丙) 五分利借換償還ノ内國債ハ内國財源ヲ以テ之ヲ借換

行ヒ 外國債ハ外國財源ヲ以テ借換ヲ行フ可トス外

國財源ヲ以テ内國債償還ヲ續行スハ不可ナリ

(丁) 外國財源ヲ以テ内國債ヲ借換フヘコト必ニスニ不可ナリ

ナラサレル内地ノ金融今日ノ如ク緩慢ク極ムニ於テ其

明治 年 月 日

上外國財源少以ノ外國債ノ償還不可ナリ故ニ

時内國債償還ノ見合外國債ノ償還スルヲナリス

二前ニテケラム甲說、如ノ五分利ノ債償還ハ宜シキア

得タヘモノニアラストノコトハ無論言ヒ難キ西ナシ或ニ人

ヨウノ時機或リ少し早カクニアラサヘカノ疑シ抱クモエア

一レヽ借換償還カ餘リ急激ナラサクレヤトノ疑シ抱

明治 年 月 日

ノモノアリ得ヘシ然レヒ今日マテノ経過、於テ大体ヨリ

見テ五令利公債ヲ借換償還スニコトニキテ之ヲ不

可トスヘキモ以ナレ餘々急激ナリトセハ少ニノ係タニ

ク行ケルノミ之ソ以テ五令利公債ノ借換ヲ中止スヘキ

理由トハナラズ

三、(乙)説ノ如ク五令利借換償還ノコトハ今日マテノ所ニ宣

明治 年 月 日

カウシモ今後之ヲ續行セレハ宜之キツ得タムモノアラ

故ニ見合ハスヘントイフハ單純ナム大体論トシテノ様

ルヘキ理由アヘンシ見ス兩説差シフヘの説、如ク見解ヲ取

ル至シテ初メテ議論ヲナスノ餘地ヲ生スヘ至シモナシ

四(兩説ノ如ク)外國財源ヲ以テ外國債ノ借換ヲ行ヒ外國財

源ヲ以テ外國債ノ借換ヲ行フヘントノ意見ハ經濟上、

明治 年 月 日

人為的影響ヲ成ルヘク輕セトスル見地ヨリ之ヲ見レハ

一應ノ理由ナキニアラサルカ如キモ戎邦ノ如ク資本之

キ國ニアリテハ事業ヲ振興シテ經濟上ノ發展ノ因

為メ外國資本ヲ利用スルソ以テ得策トスヘリ而レテ

外國資本ノ利用スルニキテ民間個々ニシナストキ

勢高利少拂フコトヲ免シサルカ故ニ国债借換ノ場

明治 年 月 日

合、時トシテ國、信用ヲ以テ外國ニテ債ノ之ヲ以テ  
國債ヲ借換ヘ資本供給、途ヲ開ケル國債借換  
ヲ經濟的、行フ所以、モノナレハ唯之ガ影響ヲ恐レ  
テ止ムヘキニアラス其、影響ニテナク成ヘラ之ヲ自然  
的、利害スルノ事務ムヘテ之ヲ以テ概括シテ外國債ヲ終  
内國債借換ヲ行フヲ不可トスヘキニアラス

明治 年 月 日

五、然ハの説ノ如ク外國財源ヲ以テ内國債ヲ償還スコト必ラスニ不

可ナラサレバ内地、金融今日ノ如ク緩慢ヲ極ムニ於テ此上

外國財源ヲ以テ内國債ヲ償還スルハ不可ナリ、然レモ借換

實行ノ結果若干、剩餘財源ヲ残スコト、ナヘカ故ニ丹

国债、借換ハ一時之シ見合セ外國、ナ抽糞償還ヲ行ハ

レトイフコトナラハ一應 理由アルコトノ如クニ思ハん

明治 年 月 日

單純に内國經濟、收成などを看因して公債借換を觀

ヘトキハ今回ノ佛債借換公債ツキテモ内地ノ金融極メテ

緩慢シテ金利日々低下スルノ時ニ當リテ一時ニ億七千百

余万円ノ外國債ヲ募集シテ内國債償還財源ニ充ウル

コトニウキテハ多メ少ノ疑ナキニアラス他ノ事情ヲ顧慮スコト

ナクレテ之ヲイヘハ其ノ金額ヲ二回乃至三回セ合チ時機ヲ察

明治 年 月 日

ニ漸次借換償還ヲ實行シタル方ナリナシトトイフゾ得ナ

ヘニシモアラサルヘシ

六、然レバ外國市場ニ公債ヲ販賣集スニキテハ自ラ其時機

アウ今日經濟ノ共通完全ナラサレル或程度ニ行ハル以上

我金融ノ緩慢ナントキニハ彼ニ亦緩慢ニ我逼迫スニ場

合エハ彼ニ亦逼迫ノコト多ク暮集セトスニ金額モ亦餘

明治　年　月　日

クニ小令レ難キノ事情アリニ志レハ我ニ都合ヨキ時ニ都合

ヨキタケノ金額ヲ都合ヨリ募集シ得ヘントハ必テスニ之期

スヘカラス募集シ得ヘキ時期ニ募集ニ適當ナム金額ノ募

集ソナスニ實行上蓋ニ避クヘカラサル場合アリヘキナウ今

回、一億七千百余万円ノ併貸借換公債募集ニ其點ヨリ

觀察スレハ必テスレモ之ヲ非難スレタ得サヘン

明治 年 月 日

七、然り而して此ノ如干場合、於テ外国ニテ募集シタル借換

資金ヲ以テ内国債償還ヲ行フニキアリ相當注意ヲ要

スルハ勿論ナリ即チ

(一) 内国公債償還ヲ成ニテ内国經濟事情ニ適合セシカ為メ

シテ緩急ヲ見計、時トミテ半年又ヘ一年間位ハ幾分利子

ヲ損スルコトニ豫メ之ヲ覺悟スルコト

明治 年 月 日

(二) 外國金融緩慢、際に償還ヲ行フトキに相當、手段ヲ

講シテ一時之ヲ他に吸収利用レ必要、時機ニ臨ム之後

國市場、放出スルノ方法ヲ講スコト

、手段ヲ採ラサルヘカラス此ノ如キ實情ヲ以テ此ノ如キ手

段方法ヲ講ス~餘地アヘ以上ハ金融緩慢、際ト區々必

ラスニモ外國財源ヲ以テ外國債ノ借換償還ヲ行フフ

明治 年 月 日

不可ナウトスヘキ理由アラサヘシ

ハ、今伊國、放テ一億七千餘万円、外債ヲ記ニ其、半ソ内地  
ヲ借換財源トシテ使用ミタルノミニテ卒然内債指換ヲ  
見合セ外國四分半利付公債ノ償還ニ此、残額ヲ充テレ  
トスヘハ如何ナル理由ニ出ツルモノナウヤ

(一) 四分利手取九十、么債ヲ以テ四分半利公債ヲ償還スルハ

明治 年 月 日

利拂、於ア益スヘ甚少額ニテ元全、於ア加ノヘ少少力

ヲス償還期限近キテ止ムヲ得サル場合ナラハ是亦可ナ

ヘキモ今日ニ於ア特ニ望マニキヨト、モイフヘカラズ

(二)抽籤償還ヲ行ヒテ鉄道資金募集、地クナストイフニ

抽籤償還ヲ行ヒタル後直ニ募集ヲ行フナラハ幾令、効

アラレエ償還ト募集トノ間ニ時日ク多少存セシムシ如ク

明治 年 月 日

レハ時ノ情況ニヨリ其ノ効力多キヲ望ムヘカラサヘテ

直ニ莫ニ集クナスナラハ其ノ資金ノ同シテ内地ニ回送

放出サヘ、コト、ナヘモノナレハ現存スヘ佛貨公債募集

残金ヲ内地ニ回送放出スヘキ手段方法ヲ講スル核

テハ之ト幾行ノ差異ナキシ得ヘキユトナリ何ソ苦レミ

テ四方半利償還ヲ為サヘンヘカラサヘ必要アリヤ甚タ

明治 年 月 日

疑ヒトイハサヘカラス

九、佛貨名債籌集金ノ残額ヲ以テ四分半利外債ノ償還ヲ

行ヒレトノ說蓋シ内地現今ノ金融緩慢ナニ快況ノ下ニ更

内地ニ外貸ヲ散布スルユトヲ若ヒ、エアルヘシ併シナカラ些說

ニヨヘモ鉄道資金ヲ外國ニ於テ籌集スル以上ニ之ソ内地

ニ西送放出セサヘカクサヘ前ニイヘンカ如レ此ノ如クスニエ

明治 年 月 日

於テハ内地、資金ヲ放出スルコトニ徐々之ヲナスコトヲ得テ  
之カ影響ヲ避クコトヲ得ヘシトイフナヘキモ内地、於テ直  
接、外國財源ヲ以テ五分利公債ノ借換債還ヲ徐々行  
ヒ同時、之ニ相應シテ内地市場ニ對レテ鉄道公債ヲ募  
集スルハ五分利公債、整理ヲ行ヒツ、同様ナル影響  
結果ヲ期待スルヲ得ヘケレハ外國四分半利公債、償還

明治 年 月 日

ヲ行フカ如キ人跡ノ利益ナク公債整理ニ縁遠キ方法ヲ用  
ユヘシトノ說ハ此點ヨリ見ヘモ之ノ是ナウトスニコト能ハサル

ナウ

大鉄道公債募集ニ年テト或ハ政府ノ非募債方針ニ及セス

ヤトイフモノアシヘシ政府ノ非募債方針ナムノハ思フ

一般行政ノコトニ關シテノコトナク鉄道ヲ特別ナル會計

明治 年 月 日

制度、下に置カレタハ其ノ範圍、屬セサルコトヲ明ヒセレ

メナウ鉄道公債募集、必要アシコトハ外ノ苦ニ認ムヘシ

シテ所謂非募債方針、又スヘモノニアラサヘナウ萬一所

謂非募債方針、又スヘモノトスヘ國利上之ヲ必要トセ

ハ之ヲ行フレ躊躇スヘカラサヘヤ明ナヘコトナウ

士、又或ニ鉄道公債ヲ國ニテ募集セトスルトスルモ借換ノ狀

明治 年 月 日

況、鑑へん或い四分利九十五、發行價格ニテ之ヲ募集  
スヘコト困難ナルコトアヘントイフモノアヘレ時、状况ニテ  
ヲテハ或ハ然ニコトモアヘレ然しニ佛因、於ケレ備換公債  
ハ四分利手取九十見当ナシレコトナリ今日、金融狀態  
カ持續スヘキノトスレハ四分利九十五、發行價格ニテ其ノ方  
法ヲ撰ムヘ於テハ又ラスレモ出来サヘコトニアラス差し萬

明治 年 月 日

一、場合アラハ佛國、於テ募集セし借換公債ヨウエ

悪條件ヲ以テサヘ限り固ノ損益ヨリ見テ讓ツル所アラ

テモ差支ナキコトナリ發行價格ヲ下クルコトハ其中於

ノ成ニヘシ辟クヘシトスレハ償還年限ヲ七年或は五年、

短期ニ定メレバ募集ヲ了スヘコト必ラスレモ困難ナラズ若

之ソレモ困難ナクトスニ場合アラハ金融、狀況今日ト

明治 年 月 日

異ナレル場合、シテ外國財源ヲ以テ内國債ヲ償還シテ  
格別差支ナリ場合ナルヘシ

主之ノ要スニ、今日五分利國債、償換ヲ中止し其、償換ノ

目的、為メニ、募力集ニタ、資金、残額ヲ轉用シテ外國  
四分半利付國債、償還ニ充ナレトノ說、對シテ同意

ソ敷スニコト甚ダ困難ナリトス

明治、年、月、日

明治 年 月 日



- 一、京都市公債ヲ本行擔保品トスルニ付キテハ條  
例第十一條第第六項ヨリ法律上ハ差支ナキコ  
ト(先例ニツキテ見ルモ然ルコト)
- 二、法律上差支ナキコトシトモ之ヲ本行ガ擔保品  
トシテ受取ルニカラ否カハ全然本行ノ自由ナルコ  
ト(同上)
- 三、京都布ノ公債ハ既ニ發行ノカハ本行擔保品申  
加ヘ店レソ故ニ令四發行サルヘキノモ擔保品  
加アルコト穩當ナルカ如ク見ルコト

正才金行  
四 然レトモ本行ノ貸出資力ト一般財政経済上ノ  
状況トヲ顧ミテ其採否ヲ決定スルコトヲ要ス  
ルコト

五 一般財政経済上ノ状況ヨリ見レハ政府ハ資金ヲ  
要スルコト急ニ民間ニテモ有利ノ事業ヲ興ス為ニ  
資金ヲ要スルコト急ナルトキナシハ本市公債ノ  
如キ数年ノ後ニアラサレハ利益ヲ見サん如キ事  
業ハ可成難近ノコト可然カノ疑アリ然レハ本  
行カ携作品ニ加フル如キ獎勵ヲ與フルコトモ  
熟考ヲ要スルモノナルコト

六、本行資金閑係ヨリ見ハモ擔保品ヲ增加ス  
ルハ餘リ好マシカラサルコト

尚本市公債ニ先タチ各買收鐵道ノ社債ハ  
現ニ國債トナルモノナリテ以テ本行擔保品ニ入  
ルコトヲ要スルコト

七、既費行京都巿公債ハ既ニ擔保品ニ加ヘアリ  
三府トイヘル兵ニ重キヲ置カシタルコトナシモ  
經濟上ノ矣ヨリ見レハ神戸横濱名古屋ノ如  
キハ重要ノ度ニ於テ京都以下ニアリカズ  
京都新公債ヲ加ヘアルナラハ神戸横濱名

古屋ノ公債ヲ例ヲ追ヒテ要求ノ懸念アルヘキ

コト

八、京都新公債ヲ本行擔保品ニ加ヘラル、モ其  
公債募集中ニシテ成功セハ本行ニ擔保ニ提供  
サルモノサク實降ヘ左マテノコトニアラサルヘキ  
モ失敗スルトキハシンヂゲート銀行ノ持分多ク  
ナリ本行ヘ持込モノ多クナルヘキユト

九、然レハ可成ハ本公債ヲ擔保トセラレサル方好マ  
シテモ從來ノ京都巿公債ヲ擔保トセん関係  
ヨリ之ヲ排斥スルコト穩當ナシストスル矣、重

(6)

ヨリミアノ棚内さんコト従事ナリ又トスル與之重  
臨時事件費并其財源 世年十月末日調査

臨時事件費

一金四億壹千五百拾叁萬叁千貳百九拾圓   臨時事件費  
一金叁千五百六拾萬圓

合計金四億五千七拾叁萬叁千貳百九拾圓

冬營費

任拂財源

一金貳千貳百四拾壹萬叁千百叁拾叁圓

增

稅

一金壹億叁千六百六萬八千四百拾六圓

第一回  
第二回

國庫債券

一金八千六百八拾叁萬四千百七拾壹圓

外

國債

一金六千八百五拾九萬七千五百四拾圓

軍用切符使用高

一金貳千七拾四萬貳千百六圓

基金其他繩入

一金叁千貳百六拾七萬七千九百貳拾四圓

第三回  
第一時繩替流用  
國庫內他會計部

一金叁百九拾萬圓

節約

大民

一金七千九百五拾萬圓

日本銀行貸上金

合計金四億五千七拾叁萬叁千貳百九拾圓

一金六千八百五拾萬零柒千貳百四拾圓

一金八千七百八拾叁萬四千五百九拾圓

一金九千零六拾叁萬四千四百九拾圓

一金九千三百四拾叁萬叁千一百九拾圓

銀紙銀頭

合稱金四點五仟六拾叁萬叁千貳百九拾圓

一金叁千五百六拾圓

李德慶

一金四點壹千五百六拾叁萬叁千貳百九拾圓

調和車料費

調和車料費

調和車料費。其銀頭。廿年十月。總監。

臨時事件費并其財源

三七年十二月店調查

臨時事件費

一金四億八千九百九拾八萬零九百零四拾圓

臨時事件費

一金零千五百零九拾萬圓

發 善 費

合計金五億八千九百零九拾八萬零九百零四拾圓

仕拂財源

一金零千九百零八千八百四拾六圓

增

稅

一金零億五千四百零五零七千五百五拾六圓

補二四  
國庫債券

一金零億四百八拾零零五千零五拾九圓

外

國 債

一金六千九百四拾零七千五百四拾圓

軍用切符使用高

一金八千七拾四零零九百六圓

基金其他收入

一金四千零七拾五零零九百零七圓

國庫內化、會計部  
二十一時彈皆未用

一全盲參照系圖

節

約

日本銀行貸上金

一金九千六百零圓

合計金五億八千九百五拾九萬零九百零四圓

明治三十七年 自一月 至十月 準備正貨支拂高

一月分

一金貸千貳百八拾叁萬貳千五百圓

本邦ニテ支出

二月分

一金貸千六拾六萬八千八百八拾五圓

本邦ニテ支出

三月分

一金貸千九百貳拾九萬六千四百拾五圓

本邦ニテ支出

四月分

一金貸千五百四萬五千叁百六拾圓

本邦ニテ支出

一金貳拾六萬圓 (米貸合卷萬弔)

米國ニテ支出

~~計一千五百叁拾萬六千叁百六拾圓~~

五月分

一金貸千叁百五拾八萬八千五百七拾五圓

本邦ニテ支出

一金九拾六萬圓（英貨拾萬磅）

銀塊買入代

一金八拾萬圓（米貨四拾萬磅）

米國ニテ支出

計一千五百卷拾四萬八千五百七拾五圓

六月分

一金貨七百八拾壹萬四百八拾五圓

本邦ニテ支出

一金貳百四拾萬圓（英貨貳拾五萬磅）

英國ニテ支出

一金叁百八拾四萬圓（英貨四拾萬磅）

銀塊買入代

一金叁百卷拾萬圓（米貨百六拾五萬磅）

米國ニテ支出

計一千七百卷拾五萬四百八拾五圓

七月分

一金貨四百壹萬四千五圓

本邦ニテ支出

一金貳百八拾八萬圓（英貨叁拾萬磅）

英國ニテ支出

一金貳百八拾八萬圓（英貨叁拾萬磅）

銀塊買入代

押

一金貳百八拾八萬圓（英貨卷拾萬磅）

銀塊買入代用

計九百七拾七萬四千五圓

八月分

一金貨卷百九拾八萬貳千貳百五拾五圓

本邦ニテ支出

一金四百卷拾貳萬圓（英貨四拾五萬磅）

英國ニテ支出

一金四百八拾萬圓（英貨五拾萬磅）

銀塊買入代用

計千卷百拾萬貳千貳百五拾五圓

九月分

一金貨四百貳拾貳萬貳千貳百六拾六圓

本邦ニテ支出

一金四百四拾八萬八千圓（英貨四拾六萬七千五百磅）

英國ニテ支出

計八百七拾壹萬貳百六拾六圓

十月分

一金貨五百貳拾叁萬六千六百貳拾五圓

本邦ニテ支出

一金八百四拾貳萬四千圓（英貨八拾萬七千五百磅）

英國ニテ支出

計一千零六百六十六萬六千貳拾五圓

十一月分

一金貨四百九拾六萬四千七百零拾五圓  
本邦ニテ支出  
一金千貳拾五萬貳千八百圓（英貨百六萬半磅）英國ニテ支出

一金九拾六萬圓（英貨拾萬磅）

銀塊買入代銷

一金計一千六百拾七萬七千五百零拾五圓

三十七年自一月至十月準備拂出高

一金貨壹億百六拾六萬千七百拾壹圓

在外賃金五千五拾六萬四千八百圓

一金六總有銀壹金四百零拾六萬圓（米貨貳百拾八萬兩）

內倫敦保管金參千貳百七拾六萬四千八百圓（英貨參百四拾壹萬卷千磅）

一銀塊買入一千零四百四拾四萬圓（英貨百四拾萬磅）

(三) 重要海外拂見込全

十一月一日修正

木村

總金額

内間接拂

臨時事件費

文部省  
外務省

一九八四、六三一  
一七七

陸軍省

三八、四三五、〇二八  
三七四

三二、九八、三三一  
七七二

海軍省

四四、五三五、三二九  
四七五

一六、六三二、五七〇  
五〇〇

陸軍省

砲兵工廠及干伍製械所

一九九八、五二二  
〇〇〇

一九九八、五三三  
〇〇〇

兵器彈藥其他

三〇九三、五〇〇  
〇〇〇

海軍省

軍艦製造及建築

八一〇二、三八七  
〇八八

擴張費

一、一二一、四二六  
一〇七

送兵造船及材料費

一一四二、七五四  
六三三

間接拂

三五六、七二二 八六〇

三五六、七二二 八六〇

國債費

一五、三五八、三二九 〇〇〇

煙草專賣費

一四二、六、四一四 〇〇〇

一四二、六、四一四 〇〇〇

在外公館其他

四六一、四、六〇一 五九四

二二〇、三、九八二 〇〇八

遞信局費

五八三、一、三七二 六四七

五、七六八、四三〇 八九八

計

一二八、一〇二、〇二〇 〇一四

六〇、八六四、八七五 〇三八

外

因形銀拂

二三、五四二、二九〇 〇〇〇

備考

收銀四百

大蔵省調

三十七年  
ニ於ケル

重要海外拂見込金

未付

十一月一日調

十月一日調

差引

總額 一三八、一〇二、〇一四 一〇〇、一六四、四四七 三四 増 二七、九三七、五七二七〇

内

仕拂濟額	一〇三、四三五、四〇七	九九六	七八、二八、九三〇、一八	増 二五、一三六、四八七	老八
仕拂未濟額	二四、六七六、六一二	四二八	二一、八七五、五三七	元六	増 二八〇、一〇八五三

備考

大蔵省ノ仕拂濟額計算方法

直接拂ハ九月以前ノ分ハ金庫ノ報告ニ依リ實際仕拂高ヲ  
掲ケ未拂高ハ之ヲ十月分ニ繰下ケ合併シテ其四割ヲ仕拂濟  
ト假定セリ 但し國債費ハ十月分全額ヲ仕拂濟トセリ

間接拂ハ九月以前ノ分全額ト十月欄内ニアル金額ノ四割ト

ヲ仕拂済ト假定セリ

右ノ二假定數ヲ合併シテ仕拂済額ト見做シタルモノト  
十月一日調ニ比シ十一月調ニ於テ二千七百九拾餘万圓ヲ増加シタ  
ルリ文部外務ニ於テ二十三萬餘円、陸軍ニ於テ二千三百六十餘  
万圓、海軍ニ於テ三百四十餘萬圓、國債費ニ於テ二十九萬餘円  
在外公館其他のニ於テ三十五萬餘円ヲ増シタルニ依ル

本行ニ於テ調査ニタル仕拂済額

一六、〇〇九、三二〇、〇〇〇

軍艦買入費

三一、一五八、二二三、五五七

中央金庫直接海外拂高

三一、三〇一、一八四、一三〇

正金銀行ノ御用為替許諾案内高

一六、〇〇五、七二九、〇〇〇

公債利子

計 九〇、四七四、四五六、六八七

平  
支  
19,000,000  
19,000,000  
19,000,000  
19,000,000  
19,000,000

直接拂 三十七年十一月一日調

総額 六七、二三七、一四四 九七六

内

仕拂済 額 五九、一七三、二七二 五七  
仕拂未 滯額 八、〇六三、八七二 四八

仕拂済 肉譯

一六、〇〇九、三二〇 〇〇〇

軍艦買入費

三六、一五八、二二三 五七

中央金庫直接海外送金 一月ヨリ  
ナ月ヨリ至ル

一二、〇〇五、七三九 〇〇〇

公債利子

全

計 五九、一七三、二七二 五五七

1900, May 15.

卷之三

間接拂

十一月一日調

十月一日調

比 較

總額 六〇、八六四、八七五。三八 三六、四五五、四八八。六六 增二四、四〇九、三八六。一五二

内

仕拂濟額	三一、三〇一、二八四	一三〇	二三、九八五、三八四	一三〇	七、三一五、八〇〇、〇〇〇
仕拂未濟額	二九、五六三、六九〇	九八	一〇、四七一、五八五、七五	一七、〇九三、五八六、一五二	

備考

間接拂總額、重要海外拂見込金表、於大藏省ノ區分ニ依レリ

仕拂濟額ハ正金銀行ニ於テ取扱ニシム政府御用為替許諾  
案内高ニ依ル

十月三日統計二千四百四十餘万圓ノ増加シタルハ陸軍ニ於テ二千

三百六十九萬圓 海軍ニ於テ七十古方錦圓 在外公館ニ於テ  
一万六千錦圓等ヲ博シタルニ依ル

支那  
上海  
十一月一日 蘭  
十一月一日 蘭  
十一月一日 蘭

(9)

一月三日  
七日  
八日  
九日  
十日  
十一日  
十二日  
十三日  
十四日  
十五日  
十六日  
十七日  
十八日  
十九日  
二十日  
二十一日  
二十二日  
二十三日  
二十四日  
二十五日  
二十六日  
二十七日  
二十八日  
二十九日  
三十日

三十七年正月十六

乞望請旨  
當事者  
事務極忙

多長之

布

所

所

所

吉

所

因譯

一千五百六拾萬七千零六百貳拾四錢  
素出紙高

政府直接

一千四百八拾八萬五千日

左間接

上記支拂人外商合銀方  
日本銀行三三買賣準備金  
加入七千一百萬日元  
合有五

一千八百貳拾壹萬日

一千五百五拾萬貳千零六百貳拾四錢  
個人高

明治三十七年正月十六日  
所接高買計算書

四千四百六拾五萬千九百六拾七日九拾九錢  
買入紙高

因譯

一千五百六拾萬六千零六百貳拾四錢  
素出紙高

紙約滿高

一千五百八拾壹萬千百貳拾貳日

紙約滿高

一千五百八拾壹萬七千四百八拾零四日八拾六錢

香港上海匯  
買入高

上記買入高外商合銀方  
日本銀行三三買賣準備金  
加入七千一百萬日元  
合有五

備考

未付

卷之三

一千零百萬日

棉花布紋

之より今年改題され力政方ある。倍々力ナリ。お詫せし  
事。御宮のあらはれ。傳え。コトニ。口宣でうん。

雪中す。朝の事より雨止又朝日一、不景氣の如  
山を出ち、山々を包む所多アリ、すや  
もる、  
景也

右の心をゆかぬものもて不思議もしあ  
う事へ是れ清正公の意也。之は今之在

卷之三

右上卷下海而北望也

明治三十一年至十四年高橋内譯書（概算）

一五九百六拾五萬千六百七拾壹日貳拾貳錢 錄 高

内  
一四九百七拾六萬千六百七拾壹日貳拾貳錢 行 高  
八百八拾九萬日 錄 高

内譯

一千四百八拾六萬五千四百八拾四九錢 政府支那銀行高

一千八百貳拾柒萬四千百五拾貳日拾柒錢 内間接信用狀

内  
一千九拾四萬四千五百拾貳日

候

用

高

一千九百零八萬日

棉花信用狀

内  
一千九百零八萬日

候

用

高

一毫百五拾柒萬貳千壹拾九日

個人支那銀行

一九百萬日

信用狀

四二八百萬日

日本銅  
高高  
用使

四二八百萬日

倫敦運用資金表(概算)

(附)

倫敦運用資金

月	倫敦資金	本店送金	支	計
十二月	三五〇〇〇〇〇	二八〇〇〇〇〇	六三〇〇〇〇〇	
十二月	二〇〇〇〇〇〇	二八〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇	
合計	三七〇〇〇〇〇	五六〇〇〇〇〇〇	九三〇〇〇〇〇〇	

差引不足高

二五〇〇〇〇〇

倫敦支出金

月	取組未済高	外債利子	國庫送金額想	支	計
十二月	二〇〇〇〇〇〇	一三五〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇〇〇		
十二月	二〇〇〇〇〇〇	一九五〇〇〇〇	六、五〇〇〇〇〇〇		
合計	四〇〇〇〇〇〇	四五〇〇〇〇〇〇	六、四五〇〇〇〇〇		

支

月	倫敦資金	本店送金	支	計
十二月	三五〇〇〇〇〇	二八〇〇〇〇〇	六三〇〇〇〇〇	
十二月	二〇〇〇〇〇〇	二八〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇	
合計	三七〇〇〇〇〇	五六〇〇〇〇〇〇	九三〇〇〇〇〇〇	

王石錄

卷之三

高請替爲綿

大元

三井物産会社

日本棉花会社

内外棉会社

累計

取組  
月日

孟買棉

米棉

孟買棉

米棉

孟買棉

米棉

三七  
十一月

一六〇、〇〇〇  
四

八〇〇、〇〇〇

八〇〇、〇〇〇  
四

三二六、〇〇〇

三〇〇、〇〇〇

三〇〇、〇〇〇

十二月

一三〇、〇〇〇

九〇〇、〇〇〇

九〇〇、〇〇〇  
四

三〇〇、〇〇〇

三〇〇、〇〇〇

三〇〇、〇〇〇

一月  
辛亥年

一三八、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇  
四

一〇〇、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇

二月

一三〇、〇〇〇

八〇〇、〇〇〇

八〇〇、〇〇〇  
四

一〇〇、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇

三月

一三〇、〇〇〇

八〇〇、〇〇〇

八〇〇、〇〇〇  
四

一〇〇、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇

累計

三六八、〇〇〇

二四〇、〇〇〇

九〇〇、〇〇〇  
九

一七八、〇〇〇

一七八、〇〇〇

一七八、〇〇〇

外二

三井物産会社ヨリ申込分左ノ如ニ

普通商品

拾貳万五  
磅

砂糖

八万磅

倫敦三  
信用狀發行  
公司

橫濱電線會社  
申込

電線

九千  
弗

竹內善七  
申込

羊毛

壹万磅

明治三十八年各省海外拂豫算 大藏省調  
三十一年九月三日内達

大藏

## 外務省

二、五、六、二、〇、〇、〇、〇、〇

## 内務省

本省其他

二、七、五、〇、〇、〇、〇

臺灣總督府

一、五、一、四、二、六、三、〇、〇

## 大藏省

國債費

一、五、〇、六、三、〇、〇、〇、〇、〇

煙草專賣

一、四、二、六、四、一、六、〇、〇、〇

其他

一、九、一、一、五、九、〇、〇、〇

## 陸軍省

臨時軍事費

二、七、三、二、四、四、五、六、〇、〇、〇

砲兵工廠及  
千住製絲所

一、九、九、八、五、二、八、〇、〇、〇

兵器彈藥其他

三、〇、九、三、五、〇、四、〇、〇、〇

海軍省

臨時軍事費

二八、三九二、一二〇 〇〇〇

軍艦製造及建築

五、二六八、二八八 〇〇〇

吳造兵廠擴張費

二六四、〇〇〇 〇〇〇

造兵造船材料費

一一四三、七五六 〇〇〇

間接拂(臨時軍事費)  
(以外) 分

三五六、〇〇〇 〇〇〇

文部省

留學生費

二五四、九一二 〇〇〇

其他

一九八、一〇三 〇〇〇

農商務省

六二〇、〇〇〇

通信省

四、九八一、三六八

總計

九四、六七九、三七七

〇〇〇

昨今ノ見込ニテハ凡ク意憶五千万圓ニ達スル豫算ナドトモ各者  
トノ支涉未タ纏ラカルニ付其計數ラ内達スル瑞倉ニ至ニテス

(11)

自六月十七日至十一月四日 英貸準備受拂高

	摘要	受入	仕拂	差引残
六月十六日	於英蘭銀行預 入兌換準備充當英貸殘高	九九〇,〇〇〇,〇〇〇		九九〇,〇〇〇,〇〇〇
六月十七日	有利附英貸公債第一回拂金 買入高	二五〇,〇〇〇,〇〇〇		二一四〇,〇〇〇,〇〇〇
同	第二回拂込金	(六月三十日) 二五〇,〇〇〇,〇〇〇		四六四〇,〇〇〇,〇〇〇
同	第三回拂込金	(七月二十七日) 二吾〇,〇〇〇,〇〇〇		七一四〇,〇〇〇,〇〇〇
同	第四回拂込金	(八月三十一日) 二〇五〇,〇〇〇,〇〇〇		九一九〇,〇〇〇,〇〇〇
正金銀行	買入高	六二,〇〇〇,〇〇〇		一〇,〇五二,〇〇〇,〇〇〇
(自六月十七日至十一月四日)				
為替資金	正金銀行販賣	六六〇,五〇〇,〇〇〇	七四四,七〇〇,〇〇〇	
却高	(自六月十七日至十一月四日)	八五〇,〇〇〇,〇〇〇	六五九,七〇〇,〇〇〇	
銀買入資金				
(自六月十七日至十一月四日)				
計		一〇,〇五二,〇〇〇,〇〇〇	三四五,五〇〇,〇〇〇	
差引残				六五九,〇〇〇,〇〇〇

準備充當額

六、五九七、〇〇〇〇一〇

內

正金銀行へ通知預金トシテ預入高

八〇〇、〇〇〇〇一〇  
磅

英國大藏省証券買入代  
(額面四百五十六萬四千磅)

四、五二三、〇三〇、十四六

英蘭銀行へ預入高

一、二七三、九六九、五六

(12)  
英國大藏省証券受拂高調 (十一月五日)

月 日	買 入 代 金	朝 日 入 金 額	買 入 代 金 合 計
六月三十日	一三六六一三〇	磅 一三六六一三〇	二二一三
七月十二日	四九七三六九六一五		一七六三四六七一七一八
" 二十二日	三九七七〇一一一八		二二六一、一九〇十九一四
" 二十六日	一〇七九四三五五一六	八〇九一六〇一七一九	三二四〇、六三六四一一〇
" 三十日	一四三〇二四一〇一五		三三八三六五〇一五一三
八月九日	四九六六八三六一〇	一三六六三八一九一〇	三八八〇、三三四二一
" 二十七日	一二六六三八一九一〇		三七五三七〇五二一三
"	四一四九、三九六二一〇		
九月一日	五六一七八九一二	四七三一、一五〇一二	
" 六日	八三一七八一三一六	四八一四二九三四一五	

九月十五日 三七八一八五六一一

五九六四九三二六

兵九六四九

三

三十八日 四四五九六六一七一七

五六三八、四四六一〇一一

十月五日

一、二、六、九、三、九、四、二、三、六、八、一、五、一、三、七

七一九、六四〇一一四

四三八〇、四五〇一四一一

六月 一四八、五一六、一三一二

四五二八、九六七 八一〇

十五日

八九七、一六九  
一九一九  
三、六三一、七九七  
八一三

六四六三八一五—七

四二七八一七八一三一〇

二十一  
二四八五二〇一八

四五二三、〇三〇一四一六

卷之三

FOLIO 14

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

購銀資金

年月日	金額	累計	備考
明治二十一年四月廿日	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	磅表片
" 背沓	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	磅表片
" 吉	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
" 育言	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
" 六日	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
" 春	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
" 首日	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
" 曹	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	
" 善日	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	
" 會日	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	
" 一月	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	

明治某年八月	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
" " 舉	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
" " 舉	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
育貢	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇

外ニ政事有支出五拾萬磅アリ

合計貳百貳拾五萬磅

別口爲換資金支出高

年月日  
金額累計備考

明治廿九年夏

七五○○○○  
六一四五○○○○

“昔日五、〇、〇、〇、〇、〇、一、一九五、〇、〇、〇、〇

一五〇〇〇〇〇一四四〇〇〇〇〇

一五〇〇〇〇〇〇一四五五〇〇〇〇〇

廿二日  
正五  
○○○○○  
一五七五  
○○○○○

三  
二  
一  
五  
九  
八  
七  
六  
五  
四  
三  
二  
一

廿四  
五三四四八一五一五九五三四四六

二五。○○○○一六七。三四四八一

明治二年十月五日	七五〇九〇〇〇〇	一七四五、三四四八一
“十八日	二五〇九〇〇〇〇	一七七〇、三四四八一
“十九日	三〇〇〇〇〇〇〇	一八〇〇、三四四八一
“廿日	五〇〇〇〇〇〇〇	一八五〇、三四四八一
“廿一日	七五〇〇〇〇〇〇	一九二五、三四四八一
“廿四日	五〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇、三四四八一
“廿八日	一〇〇〇〇〇〇〇	二一五〇、三四四八一
“廿九日	二五〇〇〇〇〇〇	二一七五、三四四八一
“三十日	五〇〇〇〇〇〇〇	二二二五、三四四八一
“廿日	二五〇〇〇〇〇〇	二二五〇、三四四八一
“廿一日	二五〇〇〇〇〇〇	二二七五、三四四八一

明治廿八年正月

二五〇〇〇〇〇〇

二三〇〇三四四八一

廿日

五〇〇〇〇〇〇〇

二三五〇三四四八一

十一

五〇〇〇〇〇〇〇

三四〇〇三四四八一

十二

五〇〇〇〇〇〇〇

二四五〇三四四八一

十三

五〇〇〇〇〇〇〇

三四〇〇三四四八一

一貳百五拾萬零百四拾四磅 拾八志壹斤

災算未滿額

一拾壹萬磅

災算未滿高

右計貳百六拾壹萬零百四拾四磅 拾八志壹斤

内 五千零百四拾四磅 拾八志壹斤 通緝領金另引出分

差引 貳百六拾萬五千 磅

因譯

一九拾萬磅

香上館行

一貳拾五萬磅

噬味館行

貿易五萬磅

噬味館行

一市担八萬磅

イシタードヨシヤ銀行

一市担五萬磅

山口商號

一市担萬五千磅

喜他

王氏金石

卷之八

金石錄

15

三十七年十一月正金銀行為換取組協定高

卷之三

三十七年十一月丁巳

三井物産 日本棉花 内外棉花 各店分 合計

棉為替  
一六〇〇〇〇

棉孝替  
五〇〇〇〇

五〇〇,〇〇〇 一四一〇〇,〇〇〇

雜二五〇〇〇

10

10

十一月

合計

四一六〇〇〇〇円

外之物ニモ有リテ  
セシカクヤコヤ  
相應す

正月七日  
丁未  
晴

晴  
1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

1900.00 1900.00 1900.00 1900.00

正月八日  
戊申  
晴


